

漏水調査(一般)業務委託特記仕様書

1 一般事項

- (1) この仕様書は、長野県企業局上田水道管理事務所（以下「管理事務所」という。）が実施する漏水調査委託業務（以下「調査」という。）に適用する。
- (2) 本調査は、管理事務所の指示する給水区域において配水管及び給水管（メーター下流側及び私設メーターは除く。）の漏水調査等を行うことを目的とする。
- (3) 工期は漏水調査設計書に記載された竣工予定年月日までとする。
- (4) 本調査を担当する技術者は、漏水防止計画・漏水調査技術・管路探知器等に関して深い知識と経験を有する者を充てる。
- (5) 調査にあたっては、管理事務所が所有する業務上必要な資料等は貸与する。
- (1) 調査の実施にあたっては、管理事務所が交付する「漏水調査員証」を携帯するとともに、常に「腕章」を着用し、併せて環境負荷低減に配慮する。
また、調査実施にあたり敷地（公有又は私有の土地）に立入る場合は、あらかじめ占有者に対して通知し、その目的を告げて了解を得なければならない。
- (2) 調査中は自他共の安全に留意し、危険防止の対策を十分に講ずるとともに、調査中及び調査のため第三者に損害を与えたときは、直ちに賠償の責務を負わなければならない。また、速やかに管理事務所に報告する。
- (3) 調査の途中、管理事務所の都合、その他により調査の地域・内容等について一部変更する場合がある。
- (4) 本調査は、すべて責任施工とする。従って仕様書に明示されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、これを考慮して調査を行いその結果を添付するものとする。
- (5) 漏水の発生が推定される状況が発生した場合などに、緊急的な調査を他の区域を含め依頼する場合がある。
- (6) 受託者は、業務内容及びその成果を管理事務所の承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。

2 調 査

- (1) 調査区分
 - ア 配水管路・送水管路
 - イ 共用管路
 - ウ 休・廃止栓
 - エ 止水栓
- (2) 調査内容
 - ア 配水管路・送水管路・共用管路施設の確認
 - イ 音聴棒主体による漏水探知調査
 - ウ 休・廃止栓の確認
 - エ その他

(3) 実施要領

- ア 調査にあたっては、調査対象区域の概要を十分把握したうえ、必要に応じて監督員と協議しながら業務推移の具体的計画を検討し、作業計画書（施工計画書）を作成し管理事務所に提出する。
- イ 事前に資料が必要となった場合は、管理事務所にて準備する。

3 現場下見調査

- ア 調査対象区域の管路図と、現地との照合作業をする。
- イ 各現場作業が円滑に実施可能なように、十分現地を把握する。

4 戸別音聴調査

- ア 音聴棒等を用いて、各戸ごとの止水栓および量水器の漏水音（漏水擬似音）を感知する。
- イ 作業を正確かつ効率的に実施できるよう不明管路については、管路探知器等を用いて調査する。

5 弁栓音聴調査

- ア 音聴棒等を用いて、仕切弁および消火栓等の配水管付属施設の漏水音（漏水擬似音）を感知する。

6 路面音聴調査

- ア 漏水探知器を用いて管路埋設路面上を調査する。
なお、調査時のピックアップの間隔は1 m以内とし、綿密に調査する。
- イ アの調査を正確かつ効率的に実施できるように不明管路については、管路探知器を用いて調査する。

7 確認調査

- ア 戸別音聴調査、路面音聴調査でチェックした漏水擬似音をボーリングおよび相関式漏水探知装置等を使用し、漏水の有無、漏水地点を特定する。
- イ アの作業を正確かつ効率的に実施できるように不明管路については、管路探知器を用いて調査する。
- ウ 漏水地点の特定が困難な場合、及びボーリングの際他の埋設物（下水道管、温泉管、NTT電話ケーブル線、ガス管、電気配管等）を破損する恐れのある場合は、監督員との協議をもって適切な対策を講じる。
- エ 提出した漏水位置の前後に漏水が無かった場合は、すべて受託者の責任とし、誠意をもって対応しなければならない。

8 報告書作成

ア 調査期間中は監督員の指示が有る場合は「作業日報」を毎週提出する。

又、月初めには、日報、月報と併せ「月別漏水箇所一覧表」を提出する。

イ 漏水箇所を発見した場合は、速やかに「漏水調査報告書」を提出し、監督員の指示に従う。

ウ 漏水調査が一通り終了したときは、以下の内容の報告書をA4版印刷物で1部、データの手替え・消去が不能なCD-R等の光ディスクによる電子媒体で2部(正・副)にて提出する。

- ・ 配水池系別
- ・ 漏水分類表
- ・ 漏水箇所報告書
- ・ 漏水作業月報
- ・ 漏水作業日報
- ・ 現地調査記録表（デジタルカメラ写真映像可）
- ・ 調査、測定データ（CD-R等の光ディスク）
- ・ 漏水位置図 本年度単独分
- ・ 今後の分析・考察・提言
- ・ 現実のメーター及び仕切弁・消火栓等の位置が貸与した配管図面の図面表記と相違がある場合は修正して1部を提出する。

電子媒体（CD-R等の光ディスク）は、必ず「ウイルスチェック」を実施し、証明書を成果品に添付する。

9 その他

この調査効果は、配水池系の夜間最小流量を参考に抑制量を算出する。

10 諸経費算定について

今委託業務の諸経費については、「水道施設維持管理業務委託積算要領（管路等管理業務個別委託編）」平成30年12月発刊 日本水道協会資料による。また、指示ある場合は「国土交通省土木工事積算基準」最新年度版に準拠する。